

発議第 2 号

米原市議会基本条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条および米原市議会会議規則（平成 17 年米原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 5 日提出

米原市議会議長 吉 田 周一郎 様

議会運営委員会委員長 北 村 喜代隆

提案理由

米原市議会議員の政務活動費の在り方について、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、この案を提出するものである。

## 米原市議会基本条例の一部を改正する条例

米原市議会基本条例（平成 25 年米原市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

目次中「議員報酬および議員定数の見直し（第 25 条・第 26 条）」を「議員報酬等の見直し（第 25 条）」に、「（第 27 条・第 28 条）」を「（第 26 条・第 27 条）」に改める。

第 9 章の章名中「議員報酬および議員定数」を「議員報酬等」に改める。

第 25 条の見出しを「（議員報酬等の見直し手続）」に改め、同条第 1 項中「議員報酬」を「議員報酬、政務活動費および議員定数（次項において「議員報酬等」という。）」に改め、同条第 2 項中「議員報酬の改定」を「議員報酬等の見直し」に改める。

第 26 条を削り、第 27 条を第 26 条とし、第 28 条を第 27 条とする。

### 付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

米原市議会基本条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>目次 前文～第8章 略 第9章 <u>議員報酬等の見直し（第25条）</u> 第10章 <u>最高規範性および見直し手続（第26条・第27条）</u> 付則</p> <p>第9章 <u>議員報酬等の見直し（議員報酬等の見直し手続）</u></p> <p>第25条 <u>議員報酬、政務活動費および議員定数（次項において「議員報酬等」という。）</u>は、別に条例で定める。</p> <p>2 <u>議員報酬等の見直し</u>に当たっては、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、第20条に規定する付属機関を設置し、付属機関における議論を十分に参酌するものとする。</p> <p>第10章 <u>最高規範性および見直し手続（最高規範性）</u></p> <p>第26条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例または規則等を定めてはならない。</p>	<p>目次 前文～第8章 略 第9章 <u>議員報酬および議員定数の見直し（第25条・第26条）</u> 第10章 <u>最高規範性および見直し手続（第27条・第28条）</u> 付則</p> <p>第9章 <u>議員報酬および議員定数の見直し（議員報酬改定の手続）</u></p> <p>第25条 <u>議員報酬</u>は、別に条例で定める。</p> <p>2 <u>議員報酬の改定</u>に当たっては、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、第20条に規定する付属機関を設置し、付属機関における議論を十分に参酌するものとする。 <u>（議員定数改正の手続）</u></p> <p>第26条 <u>議員定数</u>は、別に条例で定める。</p> <p>2 <u>議員定数の改正</u>に当たっては、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、第20条に規定する付属機関を設置し、付属機関における議論を十分に参酌するものとする。</p> <p>第10章 <u>最高規範性および見直し手続（最高規範性）</u></p> <p>第27条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例または規則等を定めてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・章名の変更および第26条を削除することに伴う目次の改正</li> <li>・章名の変更</li> <li>・議員報酬に、政務活動費および議員定数を加えた見直し手続に関する条文に改めることに伴う改正</li> <li>・議員定数改正の手続を第25条に定めることによる条の削除</li> <li>・第26条削除に伴う条ずれ</li> </ul>

<p>(見直し手続)</p> <p><u>第 27 条</u> 議会は、4 年に 1 回または必要に応じ、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例または規則等の改正が必要と認めるときは、適切な措置を講じるものとする。</p>	<p>(見直し手続)</p> <p><u>第 28 条</u> 議会は、4 年に 1 回または必要に応じ、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例または規則等の改正が必要と認めるときは、適切な措置を講じるものとする。</p>	<p>・第 26 条削除に伴う条ずれ</p>
---	---	------------------------